

2003年4月17日
2006年3月4日改訂
2017年5月30日改訂
2023年4月改訂



特定非営利活動法人 たがやす 援農規約

(対象)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人 たがやす の援農活動に参加する、農家と援農参加者を対象とします。

(目的)

第2条 援農活動の目的は、東京の農家と市民の協力により、多面的な機能を有する東京の農地を維持・管理し今後も農地として存続させることを目的とします。

(作業)

第3条 前条の目的を達成するために本会は、次のような援農作業を行ないます。

- ア. 農産物の収穫、出荷作業
- イ. 種子の播種、苗の定植、菌草類の植菌作業
- ウ. 草刈り等の雑草除去作業
- エ. 苗床の準備、鉢上げ等の作業
- オ. 堆肥や肥料の散布作業
- カ. その他、前条の目的を達成するに必要とされる農作業

(参加)

第4条 援農活動への参加は次を条件とします。

- (1) 援農受入れ農家は、本会の正会員とします。
- (2) 援農参加者は、2ヶ月以内の試用期間の後、正式参加するにあたり本会の会員になります。

(農作業の紹介)

第5条 援農作業の紹介は次の手続によって行ないます。

- (1) 援農参加希望者は、自分の援農参加希望日時、交通手段等の援農条件をたがやす事務局に報告します。
- (2) 援農受入れ農家は援農要請作業内容、必要人数を定期的にたがやす事務局に報告します。
- (3) たがやす事務局は援農参加者の参加希望と援農受入れ農家の要請を調整し、援農参加者に農作業を紹介します。
- (4) 受入れ農家と援農参加者との間で直接、農作業への参加要請、受託をすることはしません。

(謝礼)

第6条 本会の援農活動における謝礼は、本会員間の相互扶助精神に基づいて受け渡されるものとし、受け渡しは次により行ないます。

- (1) 援農受入れ農家は、謝礼として農作業時間1時間当り500円の謝礼金の支払いと時期により農産物の支給をします。交通費等の費用は謝礼金の中に含まれるものとします。

- (2) 農作業の説明、畠への移動、休憩等にかかる時間は、原則として農作業時間とします。但し、昼食時1時間の休憩時間は農作業時間から除外します。
- (3) 受入れ農家から援農参加者への謝礼金の受け渡しは、たがやす事務局が行なうこととし、受渡しの際に、謝礼金560円あたり農家会員と市民会員それぞれ60円の事務経費を徴収し、農家会員からは620円を集金して市民会員へは500円を支払います。
- (4) ナスの収穫謝礼金については、次の通りとします。
 - ①7・8・9・10月の4か月間の収穫謝礼金は、23円50銭／kgとし、謝礼金の受け渡しの際に、農家会員からは25円／kgを集金して市民会員へは22円／kgを支払い、差額の3円／kgを事務経費として徴収します。
 - ②上記以外の期間については、本条(3)項の通り、通常の援農活動謝礼金として算出します。
- (5) 農家と援農参加者間で直接謝礼金の受け渡しや農産物以外の物での謝礼の受け渡しは行いません。

(安全管理)

第7条

- (1) 農作業中の移動に伴う車両の運転は禁止します。
また、トラックの荷台に乗って移動しない、させないなど法令順守を徹底します。
事前に事務局へ連絡があった場合のみ、別紙の通り出荷代行に伴う車両の運転が可能です。
- (2) 機械類を使用する援農活動が予想される場合、受け入れ農家は必ず事前にその旨をたがやす事務局に連絡します。
使用する機械類と条件は、援農規約別紙のとおりとし、機械類は援農先農家にて準備し、受け渡しは作業現場で行うものとします。
- (3) 援農活動中の不注意による事故は、原則として参加者の自己責任とします。
但し、受け入れ農家が本規約に違反する援農活動を援農者に指示した場合、受け入れ農家もその責任を負うものとします。
刈払機を使用する援農作業は労働安全衛生法に準拠し、安全教育を受講した者のみが行うものとします。
- (4) 農薬の散布は作業者の安全確保及び、作業現場において農薬取締法に基づく登録農薬の適切な選択と適正な使用法の確認が難しいため行いません。

第8条 援農参加者には、本法人が加入する団体傷害保険を適用します。

(雑 則)

- 第9条 援農活動内で発生した意見・苦情等は当事者間で解決せず、たがやす事務局に報告し、たがやす事務局を通じた意見の調整を行なうこととします。

2017年5月30日

たがやす 援農規約 別紙

作業者、及び第三者の安全を確保するため、援農活動で使用する機械類は以下の表通りとし、この表に記載するもの以外の使用を禁止します。

また、刈払機を使用する援農作業は、労働安全衛生法による特別教育修了証を所持する者のみが行い、耕運機・管理機及びハンマーナイフは農林水産事業財団の農業機械講習を修了した者及びこれらと同等の技量を持つとたがやすが認めた者のみが行うこととし、万一事故の場合、受け入れ農家の責任と負担で解決するものとします。

作業者は、事前に現地を確認したうえで、安全が確保できないと判断した場合は作業を断る場合があります。

受け入れ農家は、自己の責任と負担で機械類と使用に伴う消耗品類を作業現場に準備するものとします。

記

	機械	機種	作業者	作業時間、その他
1	刈払機	チップソー	労働安全衛生法に基づく特別教育修了者	作業時間は1日2時間以内とし、30分毎に5分の休憩必須。 作業が予想される場合は事前にたがやす事務局へ連絡の事。
2	耕運機、管理機	非乗用 8.5馬力迄	農業機械講習受講者及びたがやす認定者	作業が予想される場合は事前にたがやす事務局へ連絡の事。
3	ハンマーナイフ	非乗用	農業機械講習受講者及びたがやす認定者	作業が予想される場合は事前にたがやす事務局へ連絡の事。
4	車両	軽トラック 普通自動車	出荷代行業務のみとする。 農作業に伴う移動は行わない。	車両は運転者を限定しない 対人・対物無制限の保険に加入し、保険証券の写しを事前に事務局へ提出の事。

以上